

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【公開番号】特開2019-187941(P2019-187941A)

【公開日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2018-85690(P2018-85690)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/11 (2006.01)

A 6 1 B 5/113 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/11 1 0 0

A 6 1 B 5/113

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月6日(2019.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ベッド上の被験者の生体状態をモニタする生体状態モニタリングシステムであって、

前記ベッド上の被験者の荷重を検出する少なくとも1つの荷重検出器と、

前記荷重検出器の検出値の時間的変動に基づいて、被験者に体動が生じているか否かを判定する体動判定部と、

前記荷重検出器の検出値の時間的変動に基づいて、被験者の呼吸数の推定値を逐次求めて出力する呼吸数推定部と、

被験者の体動の持続時間に基づいて、該体動がトゥイッチであるか否かを判定するトゥイッチ判定部とを備え、

前記トゥイッチ判定部が前記体動がトゥイッチではないと判定した場合には、前記呼吸数推定部は、前記呼吸数の推定値の出力を停止し、又は前記体動の直前の、前記体動判定部が被験者に体動が生じていないと判定した期間において最後に求めた第1推定値を出力し、前記トゥイッチ判定部が前記体動がトゥイッチであると判定した場合には、前記呼吸数推定部は、新たに求める呼吸数の推定値を順次出力する生体状態モニタリングシステム。

【請求項2】

前記トゥイッチ判定部が前記体動がトゥイッチではないと判定した場合には、前記呼吸数推定部は第1推定値を出力する請求項1に記載の生体状態モニタリングシステム。

【請求項3】

前記トゥイッチ判定部は、前記体動判定部の判定結果が体動有りである期間の長さと所定の閾値との比較に基づいて、被験者の体動がトゥイッチであるか否かを判定する請求項1又は2に記載の生体状態モニタリングシステム。

【請求項4】

更に、前記呼吸数推定部が出力した前記被験者の呼吸数の推定値を表示する表示部を備える請求項1～3のいずれか一項に記載の生体状態モニタリングシステム。

【請求項5】

ベッドと、

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の生体状態モニタリングシステムとを備えるベッドシステム。